本件控訴は、これを棄却する。 控訴費用は、控訴人の負担とする。

「原判決を取り消す。被控訴人の請求は、これを棄却する。訴訟 控訴代理人は、 費用は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を、被控訴代理人は、 主文同旨の判決を求めた。

当事者双方の事実上の陳述は、原判決事実摘示と同一であるから、ここに、これ を引用する。

証拠として、

被控訴代理人は、甲第一、二号証を提出し、原審証人A、当審証人Bの各証言を 援用し、乙第二ないし第五号証の成立を認め、乙第一号証は不知と述べ、

控訴代理人は、乙第一ないし第五号証を提出し、甲号各証の成立を認めた。

由

被控訴人主張の日時、控訴人が、訴外大同機械株式会社に対する、神戸地方裁判所昭和二六年(ワ)第五三四号前渡金返還請求事件の執行力ある判決正本に基い て、被控訟人主張の動産に対し、差押をなしたことは、当事者間に争のないところ である。

而して、成立に争のない甲第一号証に、原審証人A、及び当審証人Bの各証言を にて、成立に事めない中第一号証に、原番証人A、及び当番証人Bの合証言を 綜合すると、右差押物件は、もと、被控訴人の所有であつたが、被控訴人におい て、昭和二十五年九月二十九日これを代金二百万円にて、訴外ユニオン商事合名会 社に売渡し、同訴外会社の所有に帰したこと、同訴外会社は、更にその後これを訴 外大同機械株式会社に賃貸し現在に及んでいること、ならびに、被控訴人は、訴外 ユニオン商事合名会社から、右代金のうち、金百十七万円の支払を受けただけで、 なお同訴外会社に対し既に弁済期の到来した、残額金八十三万円の未払代金債権を 有し、従つて、該債権につき、売買の目的たる本件差押物件の上に先取特権を有す ることが認められ、右認定を覆すに足る証拠はない。

〈要旨〉以上認定の事実に徴すれば、本件差押物件は、元来訴外ユニオン商事合名会社の所有に属し、訴外大同機械〈/要旨〉株式会社の控訴人に対する債務のために、控訴人より差押を受くべきいわれがないのであるが、訴外ユニオン商事合名会社に おいて、その所有権に基いて右差押に対し、第三者異議の訴を提起すれば格別、 の提起のないこと当事者間に争のない本件においては、右差押手続が続行せられ、 本件物件が競売により第三者たる競落人に取得せられるに及べば、該物件が動産た る関係上、その上に存する被控訴人の先取特権は消滅し、しかも被控訴人におい て、その売行金について、先取特権に基く優先弁済の請求をする方途もなく、こ に、被控訴人の前記代金債権は、本件物件より得られるべき優先弁済権を失い、そ の満足を受け得る確実性は、それだけ減殺されるものと言うべきを以て、これを防ぐため、被控訴人において、先取特権自体に基き、直接第三者異議の訴を提起し得る余地あるの点は、しばらくおき、被控訴人の代金債権保全の必要性に依拠して、その債務着たる訴外ユニオン商事と名会社に代位し、同会社に属する前記所有権を 主張して、第三者異議の訴を提起し、これによつて先取特権を保存し、以て右代金 債権の優先弁済権を確保し得るものと解するを相当とする。

さすれば、右債権者代位権に基いて、本件強制執行の排除を求める、被控訴人の 本訴異議は、正当であつてこれを認容すべく、右と同趣旨に出でた原判決は、相当 であつて、本件控訴は理由がない。

よつて、民事訴訟法第三百八十四条及び第八十九条を各適用して、主文のとおり 判決する。

(裁判長判事 吉村正道 判事 太田外一 判事 金田宇佐夫)